

「くるみん」認定マーク



キャノンエコロジーインダストリー株式会社

- ◆本社所在地 坂東市
- ◆業種 製造業
- ◆労働者数 592人（男性352人／女性240人）
(令和6年2月22日現在)

■くるみん認定に係る取組状況

(1) 行動計画の期間、目標及び取組について

①計画期間 令和1年10月1日から令和5年12月31日

②目標及び結果

【目標1】母性健康管理についてのパンフレットを作成して社員に配布し、妊娠中や産休、育休復帰後の社員が働きやすい環境作りを図る。

(結果) 妊娠・子育て中の従業員が利用できる制度や周知の配慮事項についてまとめたパンフレットを作成し、全従業員を対象とした配布や、社内情報共有システムでの周知を行った。

【目標2】年次有給休暇の取得率を当年年次有給休暇付与日数の76%以上とする。

(結果) 毎年度初頭に年次有給休暇取得予定計画の策定に関する通達を発出し、取得の促進を促した。併せて管理者による年次有給休暇取得促進の働きかけを個別に行った。その結果、令和元年度から令和5年度の年次有給休暇取得率の平均が80.0%となった。

【目標3】従業員及びその子供に自社の環境戦略のひとつである生物多様性保全を理解してもらうことを目的として、生き物探検等の体験教室を行う。

(結果) 令和4年11月に従業員参加型イベント「キャノンエコロジーインダストリーで野鳥を観察しよう」を開催した。

(2) 認定基準（くるみん認定基準）に係る取組状況

①計画期間内の育児休業取得率

i) 男性

(認定基準：男性労働者の育児休業等取得率 10%)

19%

ii) 女性

(認定基準：女性労働者の育児休業等取得率 75%)

100%

②労働時間等働き方

- i) 法定時間外労働及び法定休日労働時間の平均が毎月 45 時間未満
- ii) 月平均の法定時間外労働 60 時間以上の労働者はいない

③法を上回る短時間勤務制度等

i) 所定外労働の制限

小学校3年を修了するまでの子を育てる者が所定外労働の免除を請求した場合は、所定労働時間を超えて労働させることはない。1回の請求につき1ヶ月以上1年以内の期間とし、請求の回数に制限はない。

ii) 短時間勤務制度

小学校3年を修了するまでの子を育てる者が短時間勤務を申し出た場合には、育児時間とは別に1日の所定労働時間を5時間45分を下限に短縮することができる。

■認定を受けてのコメント

弊社は、従業員が仕事と生活の両方を充実できる働きやすい環境づくりと、次世代の育成支援に取り組む、今回3期目の認定となりました。

妊娠中や職場復帰後への配慮として、妊娠中から子育て中の心身の変化や、周困（上司・職場同僚）ができる配慮事項などの心構えについてリーフレット周知を行い、全従業員へ理解の深化を図りました。また、職制が中間期に、一人ひとりとの個別面談を通じて年次有給休暇の取得確認を行い、取得促進を促しました。

引き続き、お互いを理解し合えるやさしい職場づくりに向けて、より柔軟な両立支援や男性の制度利用促進に取り組んでまいります。